

議案第110号

北名古屋市農業委員会委員及び北名古屋市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

北名古屋市農業委員会委員及び北名古屋市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年11月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、政令に定める基準に従い、北名古屋市農業委員会委員及び北名古屋市農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市農業委員会委員及び北名古屋市農地利用最適化推進委員  
の定数に関する条例

北名古屋市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）及び北名古屋市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員 14人
- (2) 推進委員 4人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（北名古屋市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）
- 2 北名古屋市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成18年北名古屋市条例第164号）は、廃止する。  
（北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「

農業委員会	年額
会長	240,000円
委員	204,000円

」を

「

農業委員会	年額
会長	240,000円
委員	204,000円
農地利用最適化推進委員	168,000円

」に改める。